

目次

税のページ	02
» 令和7年度税制改正 所得税の基礎控除等の見直し	
経営のページ	04
» 自社の経営状況診断ができる 経営自己診断システム	
マネーのページ	05
» 中小企業の設備投資を後押し 中小企業新事業進出補助金	
保険(リスクマネジメント)のページ	07
» 高齢者雇用確保措置の経過措置について	
ニュースな数字	09
エコのある暮らし	10
» SDGs 日本環境レポート 2025	
栄養と健康のページ	11
» 座りっぱなし時間を減らそう！	
おいしいレシピ	12
» イワシのつみれ汁 / たこのマリネサラダ	
仕事のエスプリ	13
» 難しいくない！ビジネスで活用してみよう 生成 AI とは	
所員のページ	14
» 時価よりも低い価額による譲渡について	

令和7年度税制改正 所得税の基礎控除等の見直し

令和7年度税制改正において、所得税の基礎控除及び給与所得控除の見直しが行われました。さらに、「特定親族特別控除」が新たに創設されました。

これらの改正は、原則として令和7年12月1日に施行され、令和7年分から適用されます。ただし、令和7年11月までの給与に対する源泉徴収事務は従来通り行い、年末調整において改正後の計算を行うこととなります。



(1)基礎控除の見直し

従来、「合計所得金額 2,400 万円以下は一律 48 万円の控除」でしたが、所得に応じた逡減方式に変更されます。令和7年分及び令和8年分においては、合計所得金額に応じて5段階に区分され、令和9年分以後は、95万円と58万円の2段階となります。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和 7・8 年分	令和9年分 以後	
132万円以下 (200万3, 999円以下)	95 万円		48万円
132万円超 336万円以下(200万3, 999円超 475万1, 999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下(475万 1,999 円超 665万 5,556 円以下)	68万円		
489万円超 655万円以下(665万5, 556円超 850万円以下)	63万円		
655 万円超 2, 350万円以下(850 万円超 2, 545万円以下)	58万円		

注1)特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

注2)合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除に改正はありません。

≪出典:国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」≫

(2)給与所得控除の見直し

給与収入 190 万円以下の方について、従来の給与所得控除額は55万円でしたが、65万円に引き上げられます。(給与収入190万円超の方は、給与所得控除は変わりません)。

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	その収入金額× 40% — 10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額× 30% + 8万円	

≪出典:国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」≫

(3)特定親族特別控除の創設

特定親族がいる居住者は、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」の制度が新設されました。

特定親族とは、居住者と生計を一にする、年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族をいいます。

特定親族特別控除の控除額は次表の通りで、特定親族の合計所得金額に応じて控除額が段階的に逡減する仕組みとなっています。

特定親族の合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下(185万円超 188万円以下)	3万円

注)特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

≪出典:国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」≫

(4)扶養親族等の所得の要件改正

上記の改正により、所得税法上の扶養親族となる所得金額が次の通り、変わりました。

扶養親族等の区分	所得要件 (注1)	
	収入が給与だけの場合の収入金額 (注2)	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下(130万円以下)	85万円以下(150万円以下)

注1) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

注2) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

≪出典:国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)」≫

自社の経営状況診断ができる 経営自己診断システム

中小企業基盤整備機構(中小機構)が提供する「経営自己診断システム」は、登録不要で利用ができる無料の中小企業向け経営状況診断ツールです。今回は、その概要と特徴を簡単にまとめます。

■経営自己診断システムとは

決算書の財務情報をもとに、多角的な視点から自社の強みや課題を把握し、経営状態を診断できるオンライン経営分析ツールです。200万社以上の中小企業の財務データを活用し、同業他社との比較を通じて、自社の業界内での立ち位置や課題を把握できます。

■主な診断内容(3つの分析)

1. 総合分析

「収益性」「効率性」「生産性」「安全性」「成長性」
(前年指標を入力した場合)の5項目を総合的に評価。



2. 個別指標分析

5項目・27の個別指標毎に、同業他社との比較を行い、
自社の強み・弱みを明確化。

※詳細な指標については中小機構の公式HPをご確認ください。



3. 倒産リスク分析

安全性に関する10指標をもとに、貴社の値とデフォルト(倒産)
企業の値を比較し、倒産リスクを「安全ゾーン」「警戒ゾーン」
「危険ゾーン」の3段階でリスク分析。



経営自己診断システムは、中小企業の経営者が自社の現状を客観的に把握し、改善のヒントを得るためのツールです。決算後の経営状況の確認や、社内会議での資料作成、経営改善のきっかけづくりなど、日々の経営判断や将来の方針を考えるうえで、ひとつの参考材料としてご活用いただけます。

具体的な利用方法や個別指標内容、診断結果確認方法等、詳細は公式サイトからご確認ください。

▶ 中小機構 経営自己診断システム公式サイト <https://k-sindan.smrj.go.jp/>

中小企業の設備投資を後押し 中小企業新事業進出補助金

中小企業新事業進出促進補助金(新事業進出補助金)は、中小企業が、新しい領域の事業へ進出する際の投資を後押しするための補助金制度で、令和7年度から新たにスタートした補助金です。

■補助金の目的と概要

「中小企業新事業進出補助金」は、既存事業とは異なる新市場や高付加価値事業への進出を目指す中小企業に対し、設備投資などの経費を支援する制度です。これは「事業再構築補助金」の後継制度として創設されたもので、生産性向上や賃上げの実現を目的とし、資金援助だけでなく経営戦略の転換を促す制度設計となっています。

補助金の上限額は、従業員数に応じて以下のように設定されています。

従業員数	通常上限額	賃上げ特例適用時
20人以下	2,500万円	3,000万円
21～50人	4,000万円	5,000万円
51～100人	5,500万円	7,000万円
101人以上	7,000万円	9,000万円



補助率は原則1/2で、対象経費の半分が補助されます。補助下限は750万円

■基本要件

申請には基本要件をすべて満たす3～5年の事業計画に取り組む必要があり、基本要件が未達の場合、未達成率に応じて補助金の返還義務が生じる可能性がありますので、注意が必要です。

新事業進出要件

既存事業とは異なる分野で、企業にとって新規性のある製品・サービスを提供すること。

付加価値額要件

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上であること。

賃上げ要件

給与支給総額の年平均成長率が2.5%以上、または1人あたり給与支給額の年平均成長率が、事業実施地域における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上であること。

事業所内最低賃金要件

事業所内最低賃金が事業実施地域における最低賃金より30円以上高い水準であること。

ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を公表していること。

金融機関要件

金融機関から資金提供を受ける場合は、事業計画の確認を受けていること。

■補助対象となる経費

- ・機械装置・システム構築費
- ・建物費(新築・改修)、運搬費
- ・技術導入費・知的財産権等関連経費
- ・外注費・専門家経費
- ・クラウドサービス利用費
- ・広告宣伝・販売促進費(売上見込み額の5%まで)

ただし、汎用性の高いパソコンや社用車、飲食費などは対象外となります。

■申請の流れと注意点

申請は電子申請システムを通じて行います。事前に「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。申請書類には事業計画書や貸金台帳、決算書などが必要となります。

申請後は書面審査と口頭審査が行われ、採択された場合は補助事業を実施し、報告書を提出したうえで補助金が支払われます。

注意点として、申請時点で従業員が0名の事業者は対象外となります。また、申請前に契約済みの経費は補助対象外となるため、事前着手には十分注意してください。



出典:中小企業庁・経済産業省・中小機構「中小企業新事業進出補助金」

*公募内容については、予告なく変更される場合があります。申請される際は必ず公募要領をご確認下さい。

問い合わせ先:新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム)

<https://shinjigyou.resv.jp/>



参考:中小企業新事業進出補助金サイト <https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>

高齢者雇用確保措置の経過措置について

年金支給開始年齢が65歳となることに伴い、2025年3月31日をもって継続雇用制度の対象者を限定する経過措置期間が終了しました。

高齢者雇用確保措置における経過措置とは

かつては60歳定年が一般的であり、年金もそれに応じて60歳から支給される制度のもと、多くの人が定年退職後は年金を受け取りながら生活するというスタイルが定着していました。しかし、年金制度の見直しにより、年金は65歳から支給されることに決定しました。

ただ、いきなり年金支給の開始年齢を変えると生活に困る人が大勢出てくるので、例えば、今年と来年に60歳になる人は60歳から支給、再来年に60歳になる人は61歳から支給…といったように、時間をかけて60歳からの年金支給開始年齢を65歳からの支給開始にするように徐々に年金支給の開始年齢を引き上げてきました。

ここで問題になるのが企業における定年の年齢で、今までは60歳で定年退職すると60歳から年金が支給されたのに、年金の支給が61歳からとなると、定年退職後に無職となる方については、60歳で定年退職すると61歳までの1年間無収入になり、生活ができません。

この問題を解消するため、国は企業に対して、以下のいずれかの制度を導入するよう義務づけました。

- ① 定年制の廃止
- ② 定年年齢の65歳への引き上げ
- ③ 定年後も希望者は全員65歳まで継続雇用する制度の導入



しかし、日本の全企業に定年制度の廃止や、65歳までの継続雇用を行うように要請しても、いきなりは実現することは様々な事情から難しいため

例えば、

●60歳で定年退職となっても、61歳から年金が支給される人は61歳まで再雇用して61歳で退職し61歳から年金受給

●62歳から年金支給される人は60歳で定年退職となっても62歳まで再雇用して62歳で退職し62歳から年金受給

というように、会社を退職しても年金がすぐ貰えるような制度を時限的に作りました。年金が支給されるそれぞれの年齢まで、定年退職しても、最長64歳まで再雇用して雇用の継続をする制度です。この、だんだんと定年後も継続雇用する年齢を引き上げる制度を、高年齢者雇用確保措置における経過措置といいます。

今後の企業対応

この経過措置制度は、多くの企業で採用されてきましたが、年金支給開始年齢が完全に65歳となることに伴い、2025年3月31日をもって終了しました。

今までは、この経過措置を会社のルールとして定めることにより、定年後の継続雇用の上限年齢を決めていた会社も、経過措置が解消されたため、会社のルールを見直し、先ほどの①～③のいずれかを採用することになります。

多くの場合は60歳で一旦定年退職し、再度65歳まで1年ずつ契約を更新する形で③を採用されることが多いのですが、会社の状況により、①や②の制度を積極的に採用する企業もあります。

もし会社の定年や再雇用のルールをまだ見直していない場合は、社内規程の見直しや運用方法の再確認が必要となります。従業員の安心と生活の安定を確保するためにも、制度の理解と適切な対応が求められます。

(人事労務事業部 社会保険労務士 有田一範)

令和6年度新規租税発生滞納額 9,925億円

国税庁が発表した令和6年度の租税滞納状況によりますと、新規発生滞納額は前年度比24.1%増の9,925億円となりました。一方、督促や催告、財産の差押えなどを含む滞納整理によって処理された整理済額は23.7%増の9,488億円でした。滞納残高は4.7%増の9,714億円となり、5年連続で増加しています。また、申告などにより課税された徴収決定済額に占める新規発生割合である滞納発生割合は1.2%と、依然として低水準です。国税庁は滞納発生を未然に防ぐため、キャッシュレス納付の推進や納税指導など、滞納防止・整理促進に取り組んでいるとのことです。

【出典】国税庁「令和6年度租税滞納状況の概要」令和7年8月27日

最低賃金の全国加重平均額 昨年度から66円引上げの1,121円

都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した、令和7年度の地域別最低賃金の改定額を、厚生労働省がとりまとめました。全国加重平均額は1,121円(昨年度1,055円)で、今回すべての都道府県で最低賃金が1,000円以上となりました。全国加重平均額の引上げ額(66円)は、目安制度(昭和53年度)が始まって以降最高額です。なお、改定額は都道府県労働局で手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される予定です。47都道府県で引上げ額が最も高いのは82円(1県)で、最も低いのは63円(8都府県)でした。地域別最低賃金の全国最高額(1,226円)に対する最低額(1,023円)の比率は83.4%(昨年度81.8%)となり、11年連続で改善されました。

【出典】厚生労働省「全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました」令和7年9月5日

BCP策定率 大企業63.0%、中小企業28.0%

東京商工会議所が行った、会員企業のBCP(事業継続計画)策定状況等に関する調査結果(回答件数1,352件)によりますと、全体のBCP策定率は39.5%でした。企業規模別では、大企業では63.0%、中小企業では28.0%と3割を下回りました。中小企業の35.9%はBCP・防災計画とも未策定です。最も「備えが必要とを感じるリスク」として回答が多かったものは「地震」で、BCP策定企業、未策定企業ともに95%を超えました。今回初めて聞いた熱中症対策についての問いでは、「クールビズ」実施が69.9%でトップ、次いで「水分・塩分補給品の提供」が53.6%、「作業場所の整備」が52.0%などでした。また、飲料水・食料を3日以上備蓄する企業は約5割で、備蓄をするうえで負担となっている項目として、「保管スペースの確保」が約7割と、企業規模を問わず大きな課題となっています。

【出典】東京商工会議所「会員企業の災害・リスク対策に関するアンケート」令和7年8月18日

全国160万社超のメインバンク調査 地銀再編とネット銀行の台頭目立つ

東京商工リサーチが調査した結果によりますと、全国160万5,166社のメインバンクは、三菱UFJ銀行(12万7,264社)が13年連続でトップになりました。2位は三井住友銀行(10万1,697社)、3位はみずほ銀行(8万840社)と、メガバンクが上位を占めました。一方、地方銀行では再編が加速しており、2025年には青森みちのく銀行やあいち銀行がそれぞれ合併により誕生し、1万社以上と取引する銀行は36行に増加しました。取引社数の増加率では、GMOあおぞらネット銀行がトップとなり、ネット銀行の存在感が増えています。また、取引先の増収増益率では、沖縄銀行が1位、琉球銀行が2位となり、沖縄県勢の取引先への支援成果が表れているようです。

【出典】株式会社東京商工リサーチ「2025年 全国160万5,166社の“メインバンク”調査」

令和7年8月15日

SDGs 日本環境レポート 2025

今年 6 月、世界各国の SDGs の達成度を評価した「Sustainable Development Report(持続可能な開発報告書)」の 2025 年版が公表されました。この報告書によると、世界 167 カ国中、日本の SDGs 達成状況は世界 19 位。ヨーロッパ諸国が上位を占める中では健闘しているものの、環境分野においては多くの課題を抱えています。

日本の環境 SDGs の課題とは？

【SDGs 達成度ランキング 2025】

RANK	国名	SCORE
1	フィンランド	87.02
2	スウェーデン	85.74
3	デンマーク	85.26
4	ドイツ	83.67
5	フランス	83.14
6	オーストリア	83.01
7	ノルウェー	82.72
8	クロアチア	82.39
9	ポーランド	82.08
10	チェコ	81.94
11	イギリス	81.85
12	スロベニア	81.21
13	ラトビア	81.19
14	スペイン	81.04
15	アイスランド	80.79
16	スロバキア	80.77
17	エストニア	80.76
18	ベルギー	80.67
19	日本	80.66
20	ポルトガル	80.64

環境分野における日本の課題とは

① 目標 12: つくる責任・つかう責任

食品ロスやプラスチックごみの増加が問題となっています。リサイクルや再利用の仕組みが十分に整っておらず、資源の有効活用が求められています。

② 目標 13: 気候変動に具体的な対策を

日本の二酸化炭素(CO₂)排出量は、世界でも上位に位置しており、温室効果ガスの削減が不十分です。再生可能エネルギーの導入や省エネの推進が急務です。

③ 目標 14: 海の豊かさを守ろう

日本は海に囲まれた国でありながら海洋保護区の整備の遅れやプラスチックごみの流出が問題になっています。「海を汚さない暮らし方」を一人ひとりが意識することが重要です。

④ 目標 15: 陸の豊かさを守ろう

森林の減少や外来種の影響で、日本の自然が失われつつあります。自然環境の保護と再生に向けた取り組みが求められています。

*達成度ランキング総合スコアは、SDGs 目標(17 の目標)すべてに対する進捗状況を総合的に評価するものです。

これらの課題に対して、私たち一人ひとりができることは、プラスチックごみを減らすためにマイバッグやマイボトルを使用する、食品ロスを防ぐために買いすぎや作りすぎを見直す、地域の清掃活動や環境保全イベントに参加するなどが挙げられます。こうした日々の小さな行動の積み重ねが持続可能な社会を実現するための重要な一歩となります。

座りっぱなし時間を減らそう！

みなさんは毎日どれくらいの時間を座って過ごしているでしょうか。海外の調査によると、日本人が座って過ごす時間は、世界 20 か国のうち、最も長い 1 日 7 時間という結果が出ているそうです。この「座っている」状態とは、座位行動と言い、座っていたり(座位)、横になっている(臥位)状態のことを指します。近年の研究により、座ったままの時間が長くなる生活スタイルは、健康面においてリスクの高い行動であることが明らかになっています。

長時間の座りっぱなしによるリスクは？

長時間座ったままでの生活習慣は、血流が悪化する、エネルギー消費量が減る、足の筋肉が衰える等、さまざまな影響を及ぼす可能性があるといわれています。特にデスクワーク中心の人は座っている時間が長くなりがちのため、意識的に「動く時間」をつくるのが大切だそうです。

今日からできる座りすぎ予防

日常生活の中で、無理なく座りっぱなしの時間を減らすためのヒントをご紹介します。

1. 定期的に立ち上がる習慣をつける
 - ・ 30～60 分ごとにタイマーやアラームをセットして、立ち上がる時間をつくる。
 - ・ 立ち上がってストレッチや軽い体操をする。
2. 「ながら動作」を取り入れる
 - ・ テレビを見ながらストレッチ、電話中は立って歩くなど、座りながらの時間を工夫する。
 - ・ テレビの CM 中に立ち上がって家事をするなど、こまめに動くことを意識する。
3. 仕事や勉強にも「動く時間」を組み込む
 - ・ 休憩時間は「座らない時間」として活用する。
 - ・ スケジュールに軽い運動やストレッチを組み込む。
4. 移動を意識的に増やす
 - ・ 通勤時に一駅分歩く、買い物の際に遠回りするなど、日常に運動を取り入れる。
 - ・ エレベーターではなく階段を使うなど、動く時間を増やす。
5. 立って作業する環境づくり
 - ・ 高さ調整ができる机やスタンディングデスクを活用して、立って作業する時間を増やす。

日々のちょっとした意識と工夫で、座りっぱなしを防ぐことができます。無理なく続けられる方法を取り入れて、体をこまめに動かす習慣を身につけましょう。



引用：東京都保健医療局「座位行動を減らして、身体活動量を増やそう」

イワシのつみれ汁

血液の循環をよくするといわれる青魚と玉ねぎをつかったレシピをご紹介します。

<材料>4人分 1人分 270kcal

・ イワシ(中～大)	4～5尾(正味 500g)	【A】	
・ 白菜	250g	・ おろししょうが	20g
・ 長ねぎ	1本	(皮ごとすりおろす)	
・ 昆布(8cm四方)	1枚	・ みそ	25g
・ みそ	30g	・ 小麦粉	大さじ 3
・ ごま油	大さじ 1	・ 粉山椒	適量

<作り方>

- ① イワシはうろこを取り、頭と腹ひれを切り落として内臓を取り除き、血合いを流水で洗い流し、キッチンペーパーで水気を拭き取ります。腹から背びれ側に向けて腹を開き、頭側から尾に向けて中骨をゆっくりと取り除き、尾を切り落とします。包丁で細かく刻んでタタキにします。
- ② すり鉢に①のタタキと【A】の材料を順に加えながら、なめらかになるまですり混ぜます。
- ③ 白菜は食べやすい大きさのザク切りにし、長ねぎは2cm幅くらいの斜め切りにします。
- ④ 鍋に昆布と水 4 カップ(分量外)を入れて中火にかけ、沸騰する直前に昆布を取り出し、白菜を加えます。煮立ったら②をスプーンで一口大に丸めて落とし入れていきます。
- ⑤ アクを取りながら煮て、③の長ねぎを加えて5分ほど煮ます。みそを溶き入れ、さらに2～3分煮て味をなじませ、仕上げにごま油を回し入れます。

たこのマリネサラダ

<材料>2人分 1人分 179kcal

・ 茹でだこ	100g	【ドレッシング】	
・ 玉ねぎ	40g	・ 砂糖	小さじ 1
・ きゅうり	1/2本	・ 塩	小さじ 1/8
・ ミニトマト	3個	・ レモン果汁	大さじ 1
・ セロリ	20g	・ オリーブオイル	大さじ 2
・ パセリ	2g	・ 黒こしょう	少々

<作り方>

- ① 玉ねぎ、パセリはみじん切りにします。ミニトマトは半分に切り、きゅうりは乱切り、セロリは斜め薄切りにします。茹でだこはひと口大に切ります。
- ② 玉ねぎは5分ほど水にさらし、水気をきります。
- ③ ボウルに【ドレッシング】の材料を入れ、しっかりと混ぜ合わせます。
- ④ ③に②の玉ねぎ、茹でだこ、セロリ、きゅうり、ミニトマト、パセリの順に加えて混ぜ合わせ、冷蔵庫で冷やし、味をなじませます。

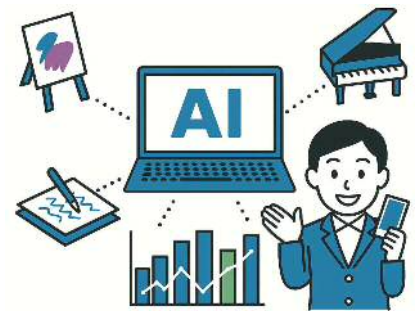
難しくない！ビジネスで活用してみよう

生成AIとは

最近話題の“生成AI(人工知能)”、「ITは苦手だし、難しそう」と思っていませんか。生成AIは、誰でも簡単に使える便利なツールです。生成AIはまだ使ったことがないという方に、ポイントをまとめました。

■生成AIとは

生成AI(人工知能)とは、文章・画像・音声などを自動で作り出す技術です。例えば、「新商品のキャッチコピーを考えて」「会議の議事録をまとめて」といった指示(“プロンプト”と言います)に対して、AIが即座に回答を生成します。これにより、業務の効率化・アイデア出し・情報整理などがスピーディに行えるようになりますとされています。



■生成AIでできること(業務改善の一例)

- ・書類作成の自動化→見積書・案内文・議事録などを短時間で作成。(時間短縮&人的ミスの防止)
- ・情報収集・分析→市場動向や競合情報を効率的に調査。(企画・営業戦略の精度向上)
- ・翻訳・メール文作成→海外取引先とのやり取りもスムーズに。(グローバル対応力の強化)
- ・アイデア出し・相談相手→商品企画や広報戦略の壁打ち役にも。(新しい発想のきっかけに)

■生成AI利用時の注意点

- ・情報の正確性→AIの回答は必ずしも正しいとは限りません。
- ・情報流出リスク→個人情報や社外秘の内容は入力しないことが重要です。
- ・著作権・商標の侵害→他社のロゴやデザインに似たものなどを生成される場合があります。
- ・モラルと責任→AIに頼りすぎず、最終判断は人間が行うことが大切です。

■生成AIにうまく指示するための4つのコツ～プロンプト(指示)の工夫～

①目的を明確に

- ×「求人広告を作って」
- ◎「20代若手の営業職を採用したい中小企業、求人広告文を作って」

②条件を具体的に

- ×「新商品のアイデアを出して」
- ◎「30代女性向け美容雑貨で、3,000円以内、ギフト需要を意識した商品アイデアを3つ出して」

③回答形式を指定

- ×「比較表を作って」
- ◎「今年の上半期の売上・利益・在庫数を比較する表を、横軸に商品名、縦軸に数値で作って」

④文体・トーンを指定

- ×「社内報に掲載する記事を作って」
- ◎「社員向けにやさしい言葉でAI活用のメリットを説明した社内報記事を作って」

参考:生成AIははじめの一步～生成AIの入門的な使い方と注意点～(総務省)

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/generativeai/

時価よりも低い価額による譲渡について

今回は、個人が時価よりも低い価額で譲渡した場合についてみていきます。

資産の譲渡に伴う課税は、基本的には譲渡価額から取得費を差し引いた譲渡所得に対して所得税及び住民税(以下、所得税等とまとめます)が課されます。ところが、譲渡価額が時価を大きく下回る場合、税務上は「著しく低い価額による譲渡(実務上は“低額譲渡”とも呼ばれます)」とみなされることがあり、課税関係は一層複雑になります。

このようなケースでは、譲渡先が個人か法人か、その取引が譲渡益か譲渡損失か、そして譲渡価額が時価の1/2以上か1/2未満かによって、所得税・贈与税それぞれの取扱いが異なってきます。

特に注意すべきは、**所得税法では時価の1/2未満**での取引を「著しく低い価額による譲渡」とする規定がある一方で、**贈与税においては数値基準が明文化されておらず**、実務上は「時価の70%～80%程度」が目安とされている点です。このような曖昧さが、現場での判断を難しくする要因となっています。

なお、本稿では触れていませんが、法人が時価よりも低い価額で資産を譲渡した場合は原則的にその差額は寄附金(譲渡の相手が会社の役員であれば役員賞与)となります。

(1)個人が「個人」に譲渡する場合

■ 時価の1/2以上による譲渡(通常取引)

【売主】:実際の譲渡価額に基づいて譲渡所得を計算し、譲渡益の場合は所得税等が課税され、譲渡損となる場合は通常の譲渡損失として取り扱われます。

【買主】:時価との差額が「**著しく低い価額**」に該当すれば、その差額部分が贈与とみなされる**可能性があります**。

■ 時価の1/2未満による譲渡(譲渡益となる場合)

【売主】:実際の譲渡価額に基づいて所得税等が課税されます。

【買主】:時価との差額が大きいため「著しく低い価額」に該当し、贈与税課税となる可能性が高いです。

■ 時価の1/2未満による譲渡(譲渡損となる場合)

【売主】:**譲渡損失は「なかったもの」とみなされ**、他の所得との通算はできません。

【買主】:同じく贈与税課税となる可能性が高く、かつ**取得費・取得時期を売主から引き継ぎます**。



(2)個人が「法人」に譲渡する場合

■ 時価の 1/2 以上による譲渡(通常取引)

【売主】:実際の譲渡価額に基づいて譲渡所得を計算し、譲渡益の場合は所得税等が課税され、譲渡損となる場合は通常の譲渡損失として取り扱われます。

【買主】:譲渡価額が時価よりも低い場合は、差額は「受贈益」として**法人税の課税対象**となります。したがって法人側の取得価額は、実際の取得費 + 受贈益 = 時価となります。

■ 時価の 1/2 未満による譲渡(譲渡益・譲渡損問わず)

【売主】:**実際の譲渡価額にかかわらず、時価で譲渡したものとみなされます。**

譲渡所得は「時価 - 取得費」で計算されます。

【買主】:時価との差額が「受贈益」として法人税の課税対象となり、法人側の取得価額は時価となります。

≪具体例≫

時価 1,000 万円(取得価額 300 万円)の資産を譲渡する場合の取扱いについて、譲渡先が個人か法人か及び譲渡価格によって異なる課税関係を以下の通りまとめました。

① 個人へ 700 万円で売却(時価の 1/2 以上)

【売主】:実際の譲渡価額に基づき、譲渡所得は $700 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円}$ です。

【買主】:時価との差額 300 万円が「**著しく低い価額**」と判断されれば**贈与税課税の可能性**があります。

② 個人へ 400 万円で売却(時価の 1/2 未満 譲渡益)

【売主】:実際の譲渡価額に基づき譲渡所得は $400 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円} = 100 \text{ 万円}$ です。

【買主】:時価との差額 600 万円が「**著しく低い価額**」と判断され、**贈与税課税の可能性がかなり高い**です。

③ 個人へ 200 万円で売却(時価の 1/2 未満 譲渡損)

【売主】:実際の譲渡価額に基づき、譲渡所得は $200 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円} = \blacktriangle 100 \text{ 万円}$ です。

→ ただし、**損失はなかったものとみなされ**、他の所得との通算は不可となります。

【買主】:時価との差額 800 万円が「**著しく低い価額**」と判断され、**贈与税課税の可能性がかなり高い**です。

→ 買主は、**売主の取得費**(= 300 万円)・**実際の取得時期を引き継ぎ**ます。

④ 法人へ 700 万円で売却(時価の 1/2 以上)

【売主】:実際の譲渡価額に基づき、譲渡所得は $700 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円}$ です。

【買主】:時価との差額 300 万円が**受贈益として法人税の課税対象**となります。

法人の取得価額は 700 万円ではなく 1,000 万円です。

⑤ 法人へ 400 万円で売却(時価の 1/2 未満 譲渡益)

【売主】:時価 1,000 万円で譲渡したものとみなされ、譲渡所得は
 $1,000 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円} = 700 \text{ 万円}$ と計算されます。

【買主】:時価との差額 600 万円が受贈益として法人税の課税対象となります。
法人の取得価額は同様に 1,000 万円です。

⑥ 法人へ 200 万円で売却(時価の 1/2 未満 譲渡損)

【売主】:時価 1,000 万円で譲渡したものとみなされ、譲渡所得は
 $1,000 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円} = 700 \text{ 万円}$ と計算されます。

【買主】:時価との差額 800 万円が受贈益として法人税の課税対象となります。
法人の取得価額は同様に 1,000 万円です。

原則的な取り扱いは上記のようになりますが、同族会社間や親族間など特殊関係者との取引の場合は、たとえ時価の 1/2 以上であっても上記によらず租税回避行為とみなされる可能性があります。

今回は、時価よりも低い金額で譲渡した場合の税務上の留意点について、概要を整理いたしました。実際の取引に際しては、個別の事情も考慮する必要がありますので、詳細につきましては当事務所の担当者までお気軽にご相談ください。

(相続事業部 税理士 大宮拓郎)

—ヤマダメンバーズプレス 2025 年秋号 No.132—

(令和 7 年 9 月 16 日発行)

発行人 代表	山田良平
編集責任者	内藤恵美
編集	有田一範(保険のページ) 上島千明(経営のページ、ニュースな数字) 梶井恵里(マネーのページ、仕事のエスプリ) 松川仁美(エコのある暮らし、栄養と健康のページ、おいしいレシピ)

*この記事は当事務所の HP から閲覧することができます→



〒124-0012 東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL 03-3694-6091(代) FAX 03-3691-6680(代)
URL <https://yamadasougou.co.jp>
E-mail e-naito@yamadasougou.co.jp

*プレスに関するお問い合わせは、担当者または上記 E-mail アドレスへお願いします。